説明資料

丸亀市文化芸術基本計画実施計画について

１．関係資料

① 議事資料 2-1：丸亀市文化芸術基本計画実施計画
- ・基本計画で定められた施策を事務事業（P8）として明らかにしたもの
- ・基本計画の基本理念や基本目標の達成状況を把握するもの

② 議事資料 2-2：丸亀市文化芸術基本計画実施計画 評価参考資料
- ・達成状況を評価（把握）の参考にしたもの
- ・「令和 7 年度主要施策の成果に関する報告書」及び「令和 8 年度丸亀市行政評価内部評価（1 次評価）結果報告書」の該当する事務事業部分を抜粋したもの

２．評価の流れ

① 該当する事務事業の担当課により「令和 7 年度主要施策の成果に関する報告書」及び「令和 8 年度丸亀市行政評価内部評価（1 次評価）結果報告書」を作成。

※両報告書は、年度ごとに決算に合わせて全事務事業を対象として作成するもの。

② ①で作成された両報告書にある事業の成果や課題、指標の進捗状況、評価のほか、必要に応じて担当課への聞き取りなどを実施し、これらを参考に文化芸術施策の推進の視点で、議事資料 2-1 の P13～P19 における各基本方針の指標及び基本目標の総括を作成。

③ 議事資料 2-1 の P12「基本理念の総括」において、②で作成した P13～P19 の内容を踏まえた各基本方針の評価を行うとともに、これらを集約する形で基本計画全体の事業評価を行っている。

※P12「基本理念の指標」の値については、次期総合計画策定時のアンケートにて算出する。